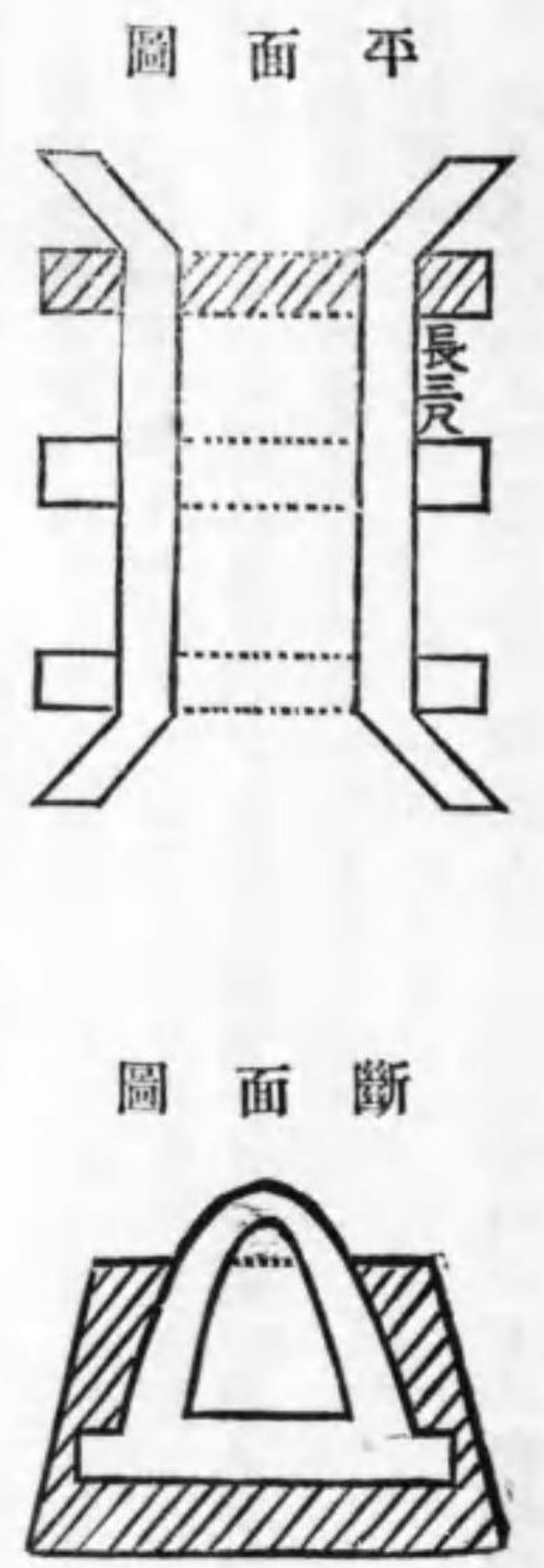


セルニ際シ漸ク起工スルモノアリ假締切工事ノ不充分ナルモノアリ水替作業準備ノ不充分ナルモノアリ基礎工事ノ不完全ナルモノアリ特ニ埋戻シ工事ノ不完全ナルハ比々皆然ラサルハナシ蓋シ基礎及軀体工事中ハ起業者及關係者ニ於テ相當注意スルモ埋戻工事ニ至ル時ハ注意頓ニ弛緩シ監督ヲ怠リ工事粗雑ニ流レ甚シキニ至リテハ受負人ニ一任シテ顧ミサルカ如キモノアリ元來樋管工事ハ基礎軀体工事ノ重要ナルハ勿論ナリト雖モ埋戻工事モ亦重要ナル最終工事ニシテ之カ完全ナルト否トハ樋管全体ノ強弱ニ關係スル事大ナルヲ以テ特ニ注意セサルヘカララス今縣下ニ於ケル樋管破損ノ狀況ヲ調査スルニ概ネ左ノ如シ

- 一、出水ノ際河川水位昇騰シ水壓増加ノ爲メ基礎工事礫層部ヲ浸透シ土層部ヲ浸蝕シ爲メニ基礎弛緩シテ漸次破損ノ原因ヲ成スコト
 - 二、基礎工事不完全ナル爲メ軀体工ニ龜裂又ハ傾斜ヲ生スルコト
 - 三、埋戻搗固工ノ不充分ナル爲メ土層沈下シ軀体工トノ接觸面ニ間隙ヲ生シ滲透ノ原因トナルコト
 - 四、門扉ニ狂ヲ生シ開閉圓滑ナラサルニ至ルコト
- 前記破損ノ原因ハ基礎、軀体、埋戻三工事中何レカニ缺点アルコトハ勿論ナリ依テ之ヲ改良スル爲メ左ノ工法ニ依ルモノトス
- 一、軀体ノ前部、中部、後部ノ三ヶ所ニ防水壁ヲ設クルコト



- (イ) 防水壁樋管ノ幅十二尺ノモノニアリテハ厚サ二尺以上長三尺以上トシ下部ハ礫層下面以下二尺以上トシ上部ハ側壁上面迄トス
 - (ハ) 防水壁ハ軀体工ト同時ニ軀体ヨリ混凝土ニテ造リ出スコト
 - (ロ) 防水壁ヲ粘土ニテ造ルトキハ長六尺以上厚サ二寸以上ノ矢板ヲ用ヒ間隔三尺ヲ置キテ打ち込ミ其間ニ粘質ニ富メル土ヲ填充スルコト主トシテ木造樋管ニ使用ノコト
 - (ニ) 防水壁ハ水ノ浸透ヲ豫防スルト同時ニ軀体ノ沈下又ハ傾斜防止ノ目的ナルヲ以テ軀体ト同一物体トナル様構造スルコト
 - (ホ) 防水壁ノ寸法ハ堤防竝ニ樋管ノ大小及ヒ土質ノ硬軟ニ應シテ定ムルコト
- 二、基礎工事ハ軟弱ナル地盤ニ在リテハ地形杭、礫混凝土層ヲ用ユルハ從前ノ通ナリト雖モ礫層ノ間隙ニハ小砂利及ヒ砂ヲ入念ニ填充シ毫モ間隙ナカラシムルコト
- 三、埋戻工事ハ軀体ノ周圍ニ粘質ニ富メル土ヲ卷キ若シ乾燥ニ失スル時ハ適量ノ水分ヲ撤布シ層一尺毎ニ入念ニ搗キ固ムルコト

四、埋戻土中ニハ草根竹、木其他腐蝕シ易キ物質ヲ混入スヘカラス

一、樋管工事記工竝ニ竣功期日

樋管工事ハ十月末日迄ニ工事ノ準備ヲナシ十一月初旬工事ニ着手シ遅クトモ翌年二月末日迄ニ竣功セシムルコト

一、假締切工事ハ工事期間同季節中ニ於ケル既往最高水位ヨリ二尺高以上トスルコト

●土木受負規則

明治三十一年九月三十日縣告示第二百九十六號

(沿革) 明治二十七年三月告示第三十四號、明治三十二年四月告示第一一八號、同年七月告示第一八四號、同三

十六年七月同第一五六號、大正二年五月告示第一六〇號、同五年九月縣告示第二四七號改正

第一條 土木工事及工用材料職工人夫ノ受負ハ此ノ規則ニ據ル

第二條 土木工事及工用材料職工人夫ヲ受負ハシメントスルトキハ公告シテ競争入札ニ付ス但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ヲ以テスルコトアルヘシ

一、急施ヲ要スルトキ

二、特別ノ技術ヲ要スルトキ

三、既定ノ受負ニ附帶スルトキ

四、入札者ナキトキ又ハ再入札ヲ爲スモ尙不相當ナルカ若ハ再入札ヲ不利ト認ムルトキ

五、豫定價格參百圓未滿ナルトキ

六、郡市町村若ハ公共組合ニ受負ハシムルトキ

第二條ノ二 土木工事及工用材料、職工人夫ノ供給受負ニシテ無制限ノ競争入札ニ付ス

ルヲ不利ト認メタルトキハ指名競争ニ付スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ一般ノ公告ヲ爲サス

第三條 左ニ掲クル者ハ競争入札ニ加ハルコトヲ得ス

一、本縣ト締結シタル土木受負ニ關シ會テ訴訟ヲナシタル者

二、第二十條ノ處分ヲ受ケ其ノ月ヨリ滿壹箇年ヲ經過セサル者

三、第四十條ノ處分ヲ受ケ其ノ月ヨリ滿貳箇年ヲ經過セサル者

第四條 一ノ受負ニ就テ二人以上共同ノ受負ヲ許サス

第五條 時宜ニ依リ入札者ノ資格ヲ定ムルコトアルヘシ

第六條 入札公告ハ左ノ事項ヲ郡市役所若ハ町村役場ニ揭示シ又ハ新聞紙ヲ以テ公告ス但シ再入札ハ此ノ限ニアラス

一、工事箇所又ハ材料職工人夫ノ員數

二、仕様書又ハ注文ヲ示ス場所

三、入札執行ノ場所日時

四、入札者ノ資格ヲ定ムルトキハ其ノ資格

第七條 入札者ハ第一號書式ニ依リタル入札書ニ保證金ヲ封緘添付スヘシ但シ保證金ハ岐

阜縣會計規則第三十四條ニ依ルヘシ

第八條 入札者ハ入札場ニ備ヘ付タル仕様書又ハ注文書ヲ熟覽シタルコトヲ證スル爲メ該

書ノ末尾ニ記名調印スルモノトス

第九條 入札書ヲ差出シタル後ハ之カ變更又ハ取消ヲ許サス

- 第十條 入札者ハ開札ニ立會スルコトヲ得
- 第十一條 入札金額最低ノ者ヲ以テ落札人ト定ム但シ金額不相當ト認ムルトキ又ハ落札人其ノ場ニ於テ受負ヲ辭スルトキハ豫定價格ノ制限ニ達シタル入札ニ就キ順次札ヲ以テ落札者ヲ定メ若ハ即時再入札ニ付ス
- 落札トナルヘキ入札者二人以上アルトキハ立會人ヲシテ抽籤セシメ落札人ヲ定ム立會人ナキトキハ主務官吏之ヲ行フ
- 第十二條 一ノ受負ニ就キ同時ニ二個所以上ニ於テ入札ヲ執行スルコトアルヘシ
- 第十三條 入札者ハ書留郵便ヲ以テ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル入札保證金ハ岐阜縣會計規則第三十四條ニ依ル有價證券ニ限ル
- 第十四條 入札ノ執行ハ時宜ニ依リ中止スルコトアルヘシ
- 第十五條 左ノ一ニ當ル入札書ハ無効トス
 - 一、第八條ニ依リ記名調印セサル者ノ入札書
 - 二、仕様書又ハ注文書ノ番號入札金額若ハ入札者ノ住所氏名ノ認印シ難キモノ
 - 三、入札書記載ノ金額ヲ増減シタル箇所若ハ名ノ下ニ押印ナキモノ
 - 四、書留ニアラサル郵便入札書
 - 五、貳人以上連名セシモノ
 - 六、金高ヲ明記セサルモノ
 - 七、入札保證金指定ノ額ニ達セサルモノ
 - 八、二口以上合記シ又ハ一口ノ内譯金額ヲ記載シタルモノ

- 九、郵便入札ノ場合ニ於ケル入札保證金ニシテ第十三條ノ規定ニ依ラサルモノ
- 第十六條 落札人定マリタルトキハ主務官吏ヨリ直ニ口頭ヲ以テ報告シ特ニ本人ヘ達セス但シ郵便ヲ以テ差出シタル入札人落札シタルトキハ入札場ニ之ヲ揭示ス
- 第十七條 入札保證金ハ落札人決定ノ後還付ス但落札人ノ入札保證金ハ受負契約締結ノ後ニアラサレハ還付セス
- 第十八條 落札人ハ落札決定ノ日ヨリ五日以内ニ第二號書式ノ受負契約證書ヲ差出スヘシ但シ隨意契約ニテ受負ハシムル場合ニ於テ受負金貳拾圓未滿ノモノニ對シテハ見積書ヲ以テ契約書ニ代用セシムルコトアルヘシ
- 受負保證金ハ岐阜縣會計規則第三十四條ニ依リ納付スヘシ
- 但シ其ノ納付スヘキ期日及場所ハ別ニ之ヲ指定ス
- 第十九條 郡市町村若ハ公共組合ヲシテ受負ハシムル場合及豫定金額五拾圓未滿ノ受負ハ受負保證金ヲ免除スルコトアルヘシ
- 第二十條 左ノ一ニ當ルトキハ入札保證金ヲ縣ノ所得トス
 - 一、落札人受負ヲ辭シタルトキ
 - 二、落札人第十八條第一項又ハ第二項ノ手續ヲ履行セサルトキ
 - 第二十一條 受負人ハ工事施行方ニ關シ總テ監督者ノ指揮ニ從フヘシ
 - 第二十二條 受負人ハ監督者ノ許諾ヲ受クルニアラサレハ夜業ヲ爲スコトヲ得ス
 - 第二十三條 受負人ハ毎日工場ニ出頭スルモノトス事故アルトキハ代理人ヲ定メ連署届出ツヘシ

監督者ニ於テ前項代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ日時ヲ期シテ交換ヲ命スヘシ
 第二十四條 受給人ハ受負事業ノ全部若ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス
 第二十五條 工所用材料ハ監督者ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
 第二十六條 受給人ハ監督者ニ於テ不適當ト認メタル職工人夫ヲ使役スルコトヲ得ス
 第二十七條 受給人ハ仕様書中誤謬アリト認メタルキト雖モ監督者ノ指揮ヲ受クルニア
 ラサレハ斷行スルコトヲ得ス
 前項ニ背キタルトキハ改造ヲ命スルコトアルヘシ之カ爲ニ要スル費用ハ總テ受給人ノ
 負擔トス

第二十八條 竣功後其ノ適否ヲ判知シ得サル工事ハ着手ノ際監督者ノ臨檢ヲ受クヘシ
 前項ニ背キタルトキハ監督者ニ於テ其ノ適否ヲ判知シ得ヘキ方法ヲ行ハシムルコトアル
 ヘシ之カ爲メニ要スル費用ハ總テ受給人ノ負擔トス

第二十九條 工事受負ニ於テハ竣功検査前又材料受負ニ於テハ受渡前ニ係ル損害ハ總テ受
 給人ノ負擔トス但縣廳ニ於テ非常天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲ニ生シタルモノト
 認ムルトキハ其ノ幾分ヲ補給スルコトアルヘシ

第三十條 工事施行中他ニ損害ヲ與ヘタルトキハ受給人ニ於テ賠償ノ責ニ任スルモノトス
 第三十一條 工事ノ廢止又ハ仕様ノ全部變更ヲ要スルトキ若ハ材料職工人夫ノ供給ヲ要セ
 サルニ至リタルトキ其ノ受負ヲ解除シ受負保證金ヲ還附ス之カ爲メニ生スル損害アルモ
 賠償セス
 已ニ着手セシ工事ハ縣廳ニ於テ認定シタル出來形ニ對シ材料ハ受渡濟職工人夫ハ使役濟

ノモノニ限り其ノ代價ヲ拂渡スモノトス

第三十二條 仕様書又ハ注文書ヲ増減變更セントスルトキハ更ニ其ノ部分ニ對スル仕様書
 又ハ注文書ヲ下附ス此ノ場合ニ於テハ其ノ日ヨリ三日以内ニ第三號書式ニ依リ受負變更
 契約證書ヲ差出スヘシ但シ受負日數ノ伸縮及保證金ノ増減ハ縣廳ノ定ムル所ニ依ルヘシ
 受給人ノヲ肯セサルトキハ前條ニ準シ處分ス

第三十三條 必要ト認ムル場合ニ於テハ工事施行又ハ材料職工人夫供給ノ中止ヲ命スルコ
 トアルヘシ之カ爲メニ生スル損害アルモ賠償セス

前項中止日數約期限ノ十分ノ三以上ニ渉ルヘキトキハ受給人ハ契約ノ解除ヲ請求スルコ
 トヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十一條ニ準シ處分ス

中止ヲ解ク場合ニ於テ契約期限ハ縣廳ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 工事竣功シタルトキハ受給人ハ監督者ヲ經由シテ竣功届書ヲ差出スヘシ

第三十五條 工事竣功シタルトキハ主務官吏之ヲ検査ス受給人ハ竣功検査證ノ交附ヲ求ム
 ルコトヲ得工事竣功検査ハ受給人ヲシテ立會セシム受給人立會セサルトキハ検査ノ結果
 ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

材料ノ受渡ハ第一項第二項ニ準ス

第三十六條 竣功検査上必要ト認ムルトキハ既成工事ノ幾分ヲ取毀タシムルコトアルヘシ
 之カ爲メニ要スル費用ハ總テ受給人ノ負擔トス

第三十七條 仕様書ニ違ヒ若ハ工事粗惡ト認ムルトキハ主務官吏ニ於テ口時ヲ期シ改造修
 補ヲ命シ之カ爲メニ要スル費用ハ總テ受給人ノ負擔トス

第三十八條 工事全體ニ對シ出來形十分ノ三以上ナルトキハ其ノ十分ノ八以内ヲ標準トシ
 受負金ノ内渡シヲ爲スコトアルヘシ但シ出來形ノ認定ハ竣功検査ニ關係ナキモノトス
 材料職工人夫ノ受負ハ前項ニ準ス

第三十九條 受負人契約期限内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハス又ハ材料職工人夫ヲ供給スル
 コト能ハサル爲メ其ノ期限内ニ延期ヲ出願スルトキハ許可スルコトアルヘシ此ノ場合ニ
 於テハ契約期限外ノ日數ニ對シ一日ニ付受負金額ノ千分ノ三ヲ違約金トシテ受負金額ヨ
 リ減殺ス但シ非常天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲メニ生シタルモノト縣廳ニ於テ認
 ムル日數ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

前項ニ依リ延期許可日限中ハ非常天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲メニ生シタル損害
 アルモ第二十九條但書ヲ適用セス但シ前項但書ニ依リ違約金減免ノ處分ヲ受ケタルモノ
 ハ此ノ限ニアラス

必要ト認ムル場合ニ於テハ契約ニ定ムル竣功又ハ供給期日外ニ若干ノ日數ニ對シテ本條
 第一項ヲ適用セスシテ延期スルコトアルヘシ

第四十條 左ノ一ニ當ルトキハ受負契約ヲ解除シ受負保證金ヲ縣ノ所得トス但シ此ノ場合
 ニ於テハ前條ヲ適用セス

- 一、受負人契約ノ解除ヲ請フトキ
- 二、受負人第二十一條第二十二條第二十五條及第二十六條ニ違背シタルトキ
- 三、受負人第二十三條第二十七條第二十八條第二項第三十三條第一項第三十六條
 及第三十七條ノ命令ニ従ハサルトキ

四、期限内ニ工事竣功セス又ハ材料職工人夫ノ供給ヲ終ラサルトキ

五、相當材料ヲ備ヘス又ハ相當職工人夫ヲ使役セス其ノ他事業緩慢ニ涉リ期限内ニ竣功
 シ難シト縣廳ニ於テ認メタルトキ

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ契約履行地ノ市役所又ハ町村役場ニ其ノ旨ヲ揭示シ本人ヘ
 通達ノ手續ヲ爲サス

第四十一條 前條ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ工事ハ縣廳ニ於テ認定シタル出來形ニ對
 シ材料ハ受渡濟職工人夫ハ使役濟ノモノニ限り其ノ代價ノ十分ノ八ヲ拂渡スモノトス

第四十二條 第三十二條ニ依リ受負金ヲ増減スルトキ又ハ第三十一條第二項及第四十一條
 ニ依リ拂渡スヘキ代價ハ縣廳ノ定ムル單價ヲ以テ計算スルモノトス

第四十三條 郡市町村若ハ公共組合ニ工事ノ受負ヲ爲サシムル場合ニ於テハ該受負金額ハ
 縣廳ノ定ムル所ニ依ル但受負金額ニテ不足ヲ生スル場合ニハ市町村費又ハ公共組合費ヲ
 以テ補足竣功スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ仕様書下附ノ日ヨリ十五日以内ニ第二號書式ノ受負契約証書ヲ差出
 スヘシ之ヲ差出ササルトキハ該受負ヲ無効トス

第四十四條 損料ヲ以テ工事ノ受負ヲ爲サシムル場合ニ於テハ竣功検査濟ノ上受負金ノ半
 額ヲ拂渡シ取拂ノ後殘半額ヲ拂渡スモノトス但シ一工事ニ付帶シテ受負ヲ爲サシムルモ
 ノハ此ノ限ニアラス

取拂期日前工事ノ亡失又ハ毀損ヲ生シタルトキハ主務官吏ニ於テ日時ヲ期シ原形ノ通修
 補ヲ命スヘシ之カ爲ニ要スル費用ハ受負人ノ負擔トス

受負人前項ニ違背シタルトキハ仕拂殘工費ノ全部若ハ一部ノ拂渡ヲ爲サス但シ受負保證金ノ全部若ハ一部ヲ縣ノ所得トスルコトアルヘシ

材料ヲ損料ニテ受負ヲ爲サシムル場合ニ於テモ第一項第二項第三項ニ準ス

第四十五條 第五條ニ依リ入札者ノ資格ヲ定メタル場合ニ於テ落札人無資格タリシトキハ該落札ヲ無効トシ且入札保證金ヲ縣ノ所得トス

前項受負契約證書差出後ニ在テハ該契約ヲ無効トシ且契約保證金ヲ縣ノ所得トス但既成部分ニ對シテハ第四十一條ニ準シ處分ス

(第一號書式)

入札書

一、仕樣書又ハ注文書第何號

此ノ受負金何圓也

右金額ニテ受負可致候也

年月日

何府(縣)何郡(市)町(村)大字何々何番戶

氏名印

縣知事宛

郵便入札ノ場合ニハ左ノ通封皮ニ記載スヘシ

表

何々(入札執行ノ場所)

岐阜縣土木受負入札執行官 御中

仕樣書又ハ注文書第何號

裏

印封

何府(縣)何郡(市)町(村)大字何々

氏名

(第二號書式)

受負契約證書

印紙

一、受負金額 金何圓也

内譯

縣稅 金何圓也

郡市町村若ハ公共組合費 金何圓也

一、契約保證金 金何圓也
但現金若ハ無記名何々公債證書額面何程何圓券何枚

何號何番

契約保證金免除

一、工事施行方法

工事出來 別冊仕様書通
竣功期日 何年何月何日

材料職工人夫供給方法

供給物件種類數量及場所又 別冊注文書通
ハ供給職工人夫員數及場所 何年何月何日

右ノ通受負契約致候就テハ明治三十一年(註)岐阜縣告示第二百九十六號土木受負規則ヲ遵
守スルコトヲ承諾ス依テ證據トシテ本證書差出置候也

年月日

何府(縣)何郡(市)町(村)大字何々何番戸

氏

名

印

(何會管理者)

氏

名

印

縣知事宛

郡市町村若ハ公共組合ノ受負ニハ括弧内ノ文字ヲ記載スヘシ
仕様書又 謄本添付本紙ニ掛ケ繼印スヘシ
ハ注文書

(第三號書式)

受負契約變更證書



一、受負金額 増加若ハ減少 金何圓也

内 譯

縣 稅 金何圓也
郡市町村若ハ公共組合費 金何圓也

一、契約保證金 増加若ハ減少 金何圓也

但シ現金若ハ無記名何々公債證書額面何程何圓券 何枚

何號何番

一、何年何月何日契約受負金何圓ニ對スル 工事若ハ材料職工人夫ノ内

別冊 仕様書若ハ注文書ノ通變更ニ付前顯受負金額及契約保證金額 増加若ハ減少

一、竣功若ハ供給期日 何年何月何日ト定ム

一、前項ノ外總テ何年何月何日受負契約證書ノ條項ヲ更メス

右ノ通受負契約變更ノ議承諾ス依テ證據トシテ本證書差出置候也

年月日

何府(縣)何郡(市)町(村)大字何々番戸
氏 名 印
(何會管理者)
何郡(市)町(村)長 氏 名 印

縣知事宛

郡市町村若ハ公共組合ノ受負ニハ括弧内ノ文字ヲ記載スヘシ
仕様書又ハ謄本添付本紙ニ掛ケ繼印スヘシ
ハ注文書

昭和二年八月十七日印刷
昭和二年八月廿二日發行

岐阜市司町稻葉郡事務所内
發行所 大江山普通水利組合
岐阜市室町二〇番地
印刷人 武 藤 貞 一
岐阜市室町二〇番地
印刷所 武 藤 印刷所
電話一三八九番

313

928

終

